

# 法曹三者による裁判傍聴会を開催しました

～裁判員制度10周年～



5月29日、当裁判所において、山形地方裁判所・山形地方検察庁・山形県弁護士会共催による裁判傍聴会を開催しました。これは、5月1日から7日までの憲法週間にちなみ、刑事裁判及び裁判員制度について広く県民の皆さんにご理解いただくことを目的として実施したものです。



当日は、21名の方々にご参加いただきました。最初に、刑事裁判を傍聴するに当たってのポイントを実況・検察官・弁護士がそれぞれの立場から説明しました。

その後、交通事故の事案について、実際の刑事裁判を傍聴しました。参加者の皆さんは、事前に聞いたポイントを意識しながら、熱心に傍聴されていました。

刑事裁判終了後には、傍聴した事件の解説、裁判員制度の説明及び質疑応答が行われました。参加者の皆さんには刑事事件や裁判員制度について積極的に質問していただきました。



今後も、山形地方裁判所・山形地方検察庁・山形県弁護士会では、このような機会を設けていきますので、ぜひ、ご参加ください。

ご参加いただいた皆さんからのアンケートでは、刑事裁判を傍聴した感想として、「しっかりと内容のある公判を実施していることに驚いた。」、「交通事故は自分もいつ加害者になるかわからないので、車の運転には十分な注意を払おうという気持ちを新たにしました。」などの声がありました。

また、裁判員制度については、人を裁くことの難しさや責任から参加に消極的な意見があった一方、「実際に体験して司法の重みを感じたい。」、「事件の被害者や加害者のことを知り、これを人に伝えることで犯罪を減らしたい。」という参加に前向きな意見もありました。

当裁判所では、学校や各種団体を対象に、裁判所見学会（刑事裁判の傍聴や法廷の見学）を行っています。ご要望がありましたらお気軽にご相談ください。

山形地方裁判所総務課 電話023-623-9511 内線543・546（鈴木・小野）